

会議録

会議の名称	平成27年度第3回地域公共交通活性化協議会		
開催日時	平成27年12月7日(月) 開会時刻 午後2時 閉会時刻 午後3時		
開催場所	ふじみ野市役所 執行部控室		
出席した者の氏名	役職名	氏名	役職名 氏名
	会長	久保田 尚	委員 柳沢 俊男
	委員	高畑 博	委員 穴戸 千恵
	委員	大久保 雄二	委員 水谷 敏彦
	委員	原口 一郎	委員 柳瀬 光輝
	委員	菊池 誠 (代理)	委員 池西 和之 (代理)
	委員	鶴岡 洋	委員 石塚 章
	委員	高原 昭	委員 本橋 孝和
	委員	西村 幸久	委員 藤倉 英行
	委員	梶村 善忠	委員 宮崎 信二
	委員	小泉 二三枝	
会議の議題	報告 (1) 市内循環バスの見直し運行計画について (2) 定時定路線型乗合交通実証運行事業者の公募について 議題 (1) 一般乗用タイプの実証運行について		
会議の公開又は非公開の別	公開		
会議の非公開の理由			
傍聴人の数	4人		
発言の内容	別紙「発言の要旨」のとおり		
会議資料	別添のとおり		
事務局	総合政策部改革推進室		
議事の確定	確定年月日	平成28年1月14日	
	記名押印	役職名 会長 久保田 尚	㊟

発言の要旨

発言者	発言の要旨
久保田会長	<p>報告(1) 市内循環バスの見直し運行計画について</p> <p>報告事項ではありましたが、運行車両の移動円滑化基準の適用除外申請については改めてお諮りしたいと思います。ご意見はございますでしょうか。</p>
柳沢委員 事務局	<p>福祉有償運送事業者は市内で何社でしょうか。</p> <p>3事業者で、年間延べ13,000件の利用があります。</p>
柳瀬委員 事務局	<p>福祉有償運送は会員サービスになっていると思いますが、利用者全員が会員として登録するというのでしょうか。</p> <p>当市では福祉タクシー利用補助制度や、障害児（者）生活サポート事業を中心に交通制約者への対応を行っています。福祉有償運送については、料金が利用者負担ということもあり補完的なサービスとして考えています。</p>
久保田会長	<p>それでは移動円滑化基準の適用除外の申請について、ご了承頂いたということによろしいでしょうか。</p> <p>－ 異議無 －</p>
柳瀬委員 事務局 柳瀬委員	<p>補足ですが、適用除外のご相談は何かされていますか。</p> <p>具体的な事前の調整はしていません。</p> <p>個別具体的に判断する内容のため、場合によって適用除外が通らない可能性もあります。協議会の中では適用除外の申請を了承頂きましたが、認可されるかどうかは別の判断になります。</p>
高原委員 事務局	<p>運行開始時期は2月末から1年間ということによろしいでしょうか。</p> <p>公募の要件にも記載していますが、2月下旬から平成29年3月31日までの約1年間実証運行を実施したいと考えています。</p>
柳瀬委員	<p>報告(2) 定時定路線型乗合交通実証運行事業者の公募について</p> <p>参加資格として、既存乗合事業者か4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受ける見込みのある者となっています。既存乗合事業者であれば、事業計画の変更で認可を受けて頂きますが、運行開始の2月23日までに許可されるかどうか不安視されます。仮に見込みのある者となった場合、標準処理期間は3ヶ月ですが、協議会案件の場合、1ヶ月短縮されますが、スケジュール的にギリギリなため、考慮して頂いた方が良くと思います。</p>
高原委員 事務局	<p>見込みのある者としては、貸切バス事業者、タクシー事業者が該当しますが、12月21日に選定結果が通知され、早くても申請は今月末になると思います。標準処理期間が協議会案件として2ヶ月に短縮されますが、貸切バス事業者、タクシー事業者への配慮が足りなかったと思います。</p> <p>スケジュール的に大変厳しい部分は事実あると思います。参入申込期日は本日までですが、許認可に基づく事業ですので、実施時期について</p>

柳瀬委員	は選定業者と協議をさせて頂き、結果については協議会にもご報告させて頂きます。
事務局	許認可に対する処理の他、車両の確保や登録、場合によっては改造申請等が必要で、車両を新たに発注する場合、想定として時間的に間に合わない可能性もあり、許認可を担当する部署としては、その辺りも心配です。
久保田会長	選定委員会も含めて要件整理し、実施に向け、可能な限りの調整をさせて頂きたいと考えています。
事務局	参加資格に記載の見込みのある業者が審査において、不利にはならないという理解でよろしいでしょうか。
柳沢委員	認可、車両等については公平性を見極めながら、審査をさせて頂きたいと思います。
事務局	車両には視覚障がい者への配慮はありますか。
久保田会長	介助者がいる場合は対応可能ですが、視覚障がい者については公募要件の中では配慮していません。
事務局	報告にありましたように、第4回は書面決議ということでもよろしいでしょうか。
久保田会長	— 異議無 —
事務局	続きまして、運行事業者の選定は、選定委員会を設置して行うとのことですが、選定委員会の名簿のとおりご承認頂くということでもよろしいでしょうか。
久保田会長	— 異議無 —
	議題(1) 一般乗用タイプの実証運行について
柳沢委員	市と隣接している市外の病院等へ行く場合、料金はどのようになりますか。
事務局	ふじみ野駅以外の市外は対象としていません。共通乗降場は現在整理していますが、関係課との調整により、病院、公共施設、介護保険施設、幼稚園・保育園など100箇所前後になる予定です。
柳沢委員	車椅子利用者の中でも、折り畳みが出来ない電動車椅子を使用している場合、どのような対応になりますか。
事務局	参入事業者の車両保有状況によりますが、今回対応可能な車両にすることは想定していません。運行事業者の方から提案があれば、対応は可能と思っています。
柳沢委員	車両サイズなどを提示し、周知して頂けるという理解でよろしいでしょうか。
事務局	募集要件として明記は出来ませんが、運行事業者からご提案があれば、協議会としての考え方は提示することが出来ると思います。
高原委員	タクシー業界ではユニバーサルデザインタクシーという車椅子の乗降可能な車両の導入を促進しており、さらに、ユニバーサルドライバー研修について乗用自動車協会重点実施目標として取り組んでいます。それと、運行車両制限や運行事業者の選定に当たっては、地元の地区会と

事務局	<p>の調整の上で、決めていくという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>車両台数の制限については先進地での利用状況を勘案し想定しています。共通乗降場として駅利用も見込まれるため、構内利用を勘案し、募集をさせて頂きたいと思います。</p>
高原委員 事務局	<p>選定方法はプロポーザルでしょうか。</p> <p>福祉施策の一環ということを考慮し、福祉タクシーに準じた形で一定の要件の中で参加意向がある事業者と契約をしたいと考えています。</p>
高原委員	<p>登録利用者を70歳以上から65歳以上に変更していますが、対象者は何名でしょうか。年齢を引き下げたことにより、需要が増大するため、想定台数よりも倍位にするように要望させて頂きたい。それと、タクシーはドアツードアのサービスに対応可能ですが、今後高齢化が進む中で、利用を拡大していくため、運行時間帯は定時定路線型と合わせるように、午前8時から午後7時にさせて頂きたい。</p>
事務局	<p>登録対象者は福祉施策として、高齢者は65歳が一つの基準であることから、年齢を引き下げました。65歳以上は36,000人が対象となりますが、先進地である志木市や東松山市の状況を勘案し、対象者が引き下げられたことによって利用動向に結びつくかどうかは実証運行しないと分からない部分があります。運行時間帯については福祉タクシーなど他の施策との均衡を図る上で、午前8時30分から午後5時までと設定しています。実証運行で色々な要望が出るかもしれませんが、今のところ、この時間帯で実施したいと考えています。</p>
柳瀬委員	<p>今回福祉部局へ移管するということですが、この交通は地域の住民の足の確保という政策からは除外し、定時定路線型乗合交通に重点を置き、地域の足の確保という位置付けはしないということでしょうか。</p>
事務局	<p>この事業は対象者を限定しているため、公共交通の枠の中から外して、福祉施策の一環として展開をさせて頂きたいと考えています。</p>
柳瀬委員	<p>足の確保という観点からは外すということですが、今後交通政策を考える上で、タクシーを組み込むことはあり得ますか。</p>
事務局	<p>定時定路線型の実証運行結果を踏まえた中で、議論して頂くことがあるかもしれませんが、今の段階では福祉施策として分けて考えております。</p>
柳瀬委員	<p>資料1の1頁にある基本的な考え方のおりということだと思いますが、国土交通省としては地域公共交通網形成計画を策定して頂くよう推奨しており、その中で個別具体的な事業を挙げて頂いています。今後公共交通計画を検討する上では、タクシーが利用出来なくなるのは非常に困るため、タクシーも除外しないで考えて頂きたい。</p>
事務局	<p>公共交通の中で、タクシーを外すことは考えていません。市の公共交通の方針づくりに当たっては、公共交通の中にタクシーの位置づけがあるという理解です。</p>
柳瀬委員	<p>お出かけサポートタクシー事業は、福祉部局でフォローし、チェックしていくということでしょうか。</p>
事務局	<p>12月定例会の補正予算では福祉部門で予算化しており、福祉部門で</p>

柳瀬委員	<p>施策展開させて頂きたいと考えています。</p> <p>福祉有償運送は、運行だけでは黒字にならないと思いますが、色々なサービスを掛け合わせて、サービスが成り立っています。是非タクシー会社でも今後も障がい者へのサービスに対して色々取り組んで頂ければ、もっともっと良くなり、利用者も増えてくると思っています。</p>
高原委員	<p>ドアツードアの面的な需要に対応できるのがタクシーのため、業界としても色々とお手伝いしたいという思いはあります。</p>
柳沢委員	<p>福祉有償運送は自宅を出て、病院の受付までサポートする良いサービスだと考えていますが、対応できる人も少ない現状もあり、頼みたくても頼めない状況も若干あります。出来ればタクシー会社の方でも、そこまで支援して頂ければ良い形になると思っています。</p>
久保田会長	<p>全国の自治体で公共交通計画を策定し、その中にはバス、タクシーなど色々入っていますが、今回の一般乗用タイプについては福祉部局で担当し、この協議会から切り離すこととします。資料8の内容については結果等についてご報告して頂くということで、ご了承して頂くということでしょうか。</p> <p>－ 異議無 －</p>
宮崎委員	<p>その他</p> <p>プロポーザルの関係ですが、日程的にかなり厳しいため、途中で支障があって、場合によって間に合わなかった場合、運行開始時期を遅らせる可能性は0ではないと思います。プロポーザルの仕様書で、日程的に無理と判断し、参加を取りやめた業者が万一あった場合、結果的に事業開始が遅れ、参加できたかもしれないという業者が出た場合、どのように対応しますか。それと、この定時定路線型乗合交通については国土交通省の補助金を入れる予定はありますか。</p>
事務局	<p>国土交通省の補助金を入れることは考えていません。プロポーザルの段階で許認可の担保は取れないという事実がありますので、事業開始が遅れた場合は市として経緯を説明し、ご了承を得るしかないと考えています。</p>
宮崎委員	<p>選定委員会のメンバーとしての責任としてご質問させて頂きましたが、公平性、透明性が重要で、参加業者や参加しなかった業者から問い合わせがあった場合、市として責任を持ってしっかりとご説明できるようにして頂きたいと思っています。</p>
久保田会長	<p>基本的には開始日が決まったプロポーザルのため、間に合うと思う業者に応募して頂くのが原則かと思っています。万が一間に合わない場合には、何が問題で間に合わなかったのかちゃんとオープンにして説明することをしないと不透明感が出てしまいます。</p>
大久保委員	<p>現在市内循環バスを運行していますが、運行開始日が遅れるかどうかいつ頃に判断して頂けるのでしょうか。ギリギリになって開始日を延長されると厳しいため、最終判断はいつ頃でしょうか。</p>
事務局	<p>12月19日が選定委員会ですが、東武バスさんには現行の市内循環</p>

	バスの運行と乗務員の確保においてご迷惑をお掛けしないように早い時期にご説明をさせて頂きたいと思ひます。
大久保委員	原則1～2ヶ月前にはご説明をして頂きたいですが、最終的にギリギリに許認可が下りなかった場合、どのようになるのでしょうか。
事務局	19日の選定委員会で判断することになるかと思ひますが、ご迷惑をお掛けしないようにしていきたいと思ひています。
柳瀬委員	補足ですが、先程標準処理期間ということでご説明をいたしました。協議会案件ということで支局としても本局へ説明していきたいと思ひますが、物理的に提出書類が揃わないなどの場合に延びる可能性があるということはお理解頂きたいと思ひます。
久保田会長	次回は書面決議ということですので、会議としては次回は第5回になります。以上をもちまして、第3回ふじみ野市地域公共交通活性化協議会を終了致します。